

令和2年7月14日

令和2年7月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年7月14日(火) 午後1時30分～2時30分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	大上 眞明			
副会長	5番	小濱 邦臣			
委員	1番	西ノ内 壽昭	2番	岡 初美	
	4番	中野 稔	6番	上野 信一	
	7番	谷山 正昭	8番	矢頭 周	
	9番	官本 正裕	10番	中村 正治	
	11番	大神 弘	12番	中上 隆	
	13番	吉田 好	14番	大川 智恵子	

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	浅井 薫	第2地区	大西 清一
第3地区	中西 壽男	第4地区	上田 昌彦
第5地区	村田 利明	第6地区	森 善隆
第7地区	辻 清一		

5 農業委員会事務局職員(4人)

事務局長	梶 日出男	事務局次長	青木 基史
事務局長代理	松下 伸弘	職員	西本 由香

6 議事録署名委員

11番	大神 弘	12番	中上 隆
-----	------	-----	------

7 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

- 議案第 3 号 下限面積の設定
報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出（専決処理分）
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出（専決処理分）
報告第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画(利用権設定)に係る合意解約届出通知
報告第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

(4) 報告事項

- 1 ふるさと農業再生委員会活動総括
- 2 都市農政対策委員会活動総括

* 茨木市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

8 会議の概要

議長

それでは、ただ今から、令和 2 年 7 月定例会を開会致します。
現在の出席委員は 1 4 人でありますので、会議は成立致しております。
なお推進委員の出席は、7 人であります。

議長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しを頂きたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、議席番号 1 1 番、大神 弘委員、並びに、議席番号 1 2 番、中上 隆委員をご指名申し上げます。

議長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、2 件を議題と致します。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認
また地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ、問題は無い

との回答をいただいておりますので報告いたします。
申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局次長、青木君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件、3筆、2, 465㎡
についてでございます。
申請地の位置等については、議案参考資料でご確認ください。
内容についてご説明申し上げます。
いずれも茨木市内の農家が耕作目的で、所有権を取得するため申請があったもの
です。
1項目の譲受人は、後継者として親族から本件申請地を贈与により譲り受け、
農業経営を継承するものです。
2項目及び3項目の譲受人は、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図る
ものです。
いずれも農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供す
べき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている
と考えます。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りまして、ご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮り致します。
農地法第3条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め許可す
ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定致します。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、5件を議題と致します。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、青木君。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、5件、8筆、6,510㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

本件の内容でございますが、1項目の権利関係は解除条件付の使用貸借権、5年の再設定、2項目から4項目までの権利関係は使用貸借権、5年の再設定、5項目及び6項目の権利関係は使用貸借権、3年の再設定、7項目及び8項目の権利関係は賃借権、5年の新規設定となっております。

1項目の借り手は、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれます。

2項目から6項目までの借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれます。

7項目及び8項目の借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け、転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

借受人の概要につきましては議案参考資料をもとに説明させていただきます。

転借人でございますが、吹田市在住で大阪府の準農家として登録されており、農業従事年数は7年4ヶ月となっております。

現在の農業経営面積は323㎡となっており、年間農業従事日数は200日、なす、里芋、長ねぎ等の野菜を栽培されております。

農業用機械は、小型耕うん機、刈払機等を所有されております。

NPO法人スモールファーマーズカレッジで農業に関する知識を習得されております。

いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、1項目の農事組合法人見山の郷交流施設組合の理事をなさっておられる岡委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に、委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退室をお願いします。

(岡委員、退室)

議 長

それでは、1項目について審議いたします。

ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

先ほどの農事組合法人見山の郷交流施設組合について、これはどういう性質のものか教えて欲しいです。みどり公社は一般財団法人という形になっていますけど、こちらは初めて見たものでして。例えばこのみどり公社の場合は、それによって、■■■■さんという方が耕作するということですが。この農事組合の場合は、耕作面積も0になっていますし、実績をどういう形にするのか教えてください。

議 長

事務局。

事務局

まず農事組合法人については、農業経営基盤強化促進法に基づいて手続されています。見山の郷の理事が常時従事者であるため差し支えありません。解除条件を付けているというのは、5年前に初めて手続が行われた関係で解除条件付きで申請がありました。今回は改めて申請があり、更新という形になります。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

更新という形になってはいますが、前は一回やっていますよね。

議 長

事務局。

事務局

利用権設定は期間満了でいったん終了します。今回再設定するため5年間の申請があったものでございます。

議 長

矢頭委員、よろしいですか。

他にご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご質問等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の1項目につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定致します。

(岡委員、自席に戻る。)

議 長

それでは、2項目から8項目につきまして、審議いたします。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮り致します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、2項目から8項目につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定致します。

議 長

次に、議案第3号、下限面積の設定を議題といたします。

それでは、内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

議案第3号、下限面積の設定についてでございます。

農業委員会は、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積、別段の面積の設定を行っていることから、下限面積、別段の面積の設定について下記のとおり提案いたします。

内容についてご説明いたします。

農地を耕作目的で、売買等により所有権移転する場合や貸借等の権利設定、移転をする場合は、農地法第3条の許可要件を全て満たす必要があり、その要件の一つに、申請農地を含め耕作する農地の合計面積が下限面積以上であることという、第3条第2項第5号の下限面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さい場合、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が、都府県で50アール、北海道で2ヘクタール以上にならなければ許可できないとするものです。

なお、この下限面積が、地域の平均的な経営規模などからみて地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができるとなっていることから、茨木市農業委員会では、農地法施行規則第17条の基準に従い、下限面積を定めています。

農地法施行規則第17条第1項第3号では、農業委員会が定めようとする別段の面積は、区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであることとされており、茨木市においては、20アール未満の農地を耕作している者の数が、農地を耕作している者の総数のおおむね40%であることから、前年度同様、下限面積20アールの変更は行わないものと考えます。

また、農地法施行規則第17条第2項の基準についてでございますが、同項は、区域内に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が相当程度存在する場合、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できるという条項でございますが、令和元年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、市内の遊休農地率は、0.42%と低い現状であることから、20アールの変更は行わないものと考えます。以上、下限面積の設定について提案いたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見ご質問等がありましたら、お願いします。

議 長

大西推進委員。

大西推進委員

面積そのものは、これでいいと思うのですが、申請面積を含んで20アールというところに、疑問があります。

現在、仮に0であっても、20アールいっぺんに買えば適合すると読んだらいいのか、現在の耕作面積を規定している条文になっていないというように私は思うのですが。申請を含んで20アールですから、今仮に0の人が、いっぺんに20アール買うということになれば、それも認めるのかということになりますので、ここの点が取得後というところが、私の引っかかっているところでございます。一定の面積を限定しようとしているにもかかわらず、限定になっていない文章になっているのではないかと思いますので、その点質問させていただきます。

議 長
事務局。

事務局

取得後といいますのは、法令上の立て付けになっています。面積要件の中では、茨木市では20アール以上と設定しています。農地を取得するには農地法3条の許可が必要になりますが、そのなかで色々な要件が必要になります。全部効率利用要件や農業の経験、農機具の所有状況、地域の調和要件等、総合的に判断させていただくこととなります。

今回の下限面積については、市町村ごとに設定できるようになっているため、このように進めさせていただくことになりました。

議 長

補足で説明させていただきますが、今大西委員がおっしゃったように、0から20アールということになってきますと、地域の農業委員さん、その他の方が集まってお話を聞いて、事前にそういう相談を今まででしたら持っておりました。

適任かどうか、そういうように農業経営を維持できるかどうか、いろんな機械の保有状況、その他を勘案しながら、その地域の農業委員さん等々で話し合っただけのような格好で今までは進めて参りました。ですから、ただ単に、0から20アール、お金を出して買ったなら農業者になれるという、そういうわけではございませんので、そういうことでよろしいですね。

事務局

その通りでございます。

取得後にきちんと管理していただくことが農地法の趣旨でございます。

議 長

大西推進委員。

大西推進委員

それで大体わかったのですが、横並びに考えて、他市でもその取得後の面積を規定しているのか、取得する前の今現在、例えば20アール。耕作している人でないと購入できないというような条文になっている市もあろうかと思うのですけれども。そこの横並びの考えからいきますと、ほかの市はどんな規定をしているのですかね。この文章を普通に読めば、ゼロの人でも、2反いっぺんに買えば認めるのかっていうように受け取る人が出てくると思うのですね。ですから、そういう紛らわしいことにしないで、申請前から幾ら耕作しているものに限るといようにしたほうがね。話がはっきりしますよね。そういうことを私は尋ねたいのですけれども、どうですかね。

議 長
事務局。

事務局

その点につきましては法律的な根拠がございます。そこを引用しますと、耕作の事業に供すべき農地の面積の合計、およびその取得後において耕作の事業に供すべき面積の合計がとありますので、その取扱いについては全国統一的なものであります。

議 長
よろしいですか。

議 長
農地法第3条のその範囲内の一部が、下限面積ということですので、この下限面積が独り歩きする場合はございません。農地法第3条のもとでの下限面積です。その辺はご理解いただきたいと思います。

議 長
小濱副会長。

小濱副会長

ゼロからということですがけれども、ゼロにも、今まで3反5反持っていましたけど公共事業で全部買収されてゼロになった。その方が新たに農地を買収しようと思ってもゼロから2,000、その人は丸やというのは、一般的にはわかりますよね。

ところが、言われているのは非農家の方が、定年退職後、農業するのが夢やっただから、ゼロやけど山のほうが安いし農業したいという言い方は経験もなければ農機具もない、そういう方ができるのかということですね。あくまで農地の取得と使用貸借、借りるだけではまた違いますよね。そういう方に農地取得させたら、もう自分の代だけで2、3年でやめたら農地が荒れるだけです。ところが、借りるだけだったら、議案第2号第1項目にございます使用貸借解除条件付きということで、今は農業に参入しやすくなっています。荒れたらだめだから、受け入れようという法律になっています。その中で、貸借であれば解除条件付きで認めようと、ゼロからでも認めようと。ところが取得の場合は、やはりそういう経験とか農機具とかそういうのを完備してからでない駄目です。ですからゼロからいっても、一番初めに言いましたように、2,000㎡農地を持っていて1,000㎡買収されたがその後に1,000㎡買う場合や2,000㎡全部を買収されてゼロになってそこから2,000㎡買うというような場合は、ゼロはゼロやと言っても、やっぱり経験とかありますから、農家ですからゼロでも大丈夫

夫ということです。

議 長
他にご質問等ございませんか。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員
ちょっと確認したいのですが、下限面積が適用されない例外的なものとして、社会福祉法人とかがあるのですか。

議 長
事務局。

事務局
社会福祉法人などは、一部農地法の面積要件の制限が除外されていることはありますが、社会福祉法人は事業の一環として、農地を一定管理していただくことが農業者ではないので、その部分が審査の肝になります。

議 長
他にご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長
ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮り致します。
議案第3号、下限面積の設定につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定致します。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出専決処理分、1件。

以下、報告第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、報告事項でございますが、今期のふるさと農業再生委員会の活動の総括につきまして、西ノ内委員長から報告願います。

西ノ内委員長。

西ノ内委員長

それでは、ふるさと農業再生委員会における3年間の総括についてご報告申し上げます。

平成29年7月から農業委員及び農地利用最適化推進委員による新たな体制について担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農業委員会に求められる役割を認識し、農地利用の最適化に取り組みました。

特に、遊休農地の発生防止・解消においては、平成20年から耕作放棄地全体調査に取り組んでおり、この3年におきましても毎年、北部、丘陵地域の委員が担当区域の農地パトロールを実施し、保全管理がなされているか、営農が再開されているかなどの状況確認を行い、農地利用がなされていない世帯については訪問や文書による改善指導、さらに意向調査を行うなど、遊休農地の発生防止や解消に取り組んでまいりました。

また、農業者が高齢化し農業の後継者が不足する中、今後、地域の農業、農地を守っていくためには、それぞれの地域での課題や農業のあり方を話し合い、地域農業の将来像を継続的に考えていくことが重要であると考え、地域の意見や要望を各委員から聞き取りを行い、委員会にて繰り返し協議を行いました。

結果として、営農支援に関することや有害鳥獣対策に関する事など、ふるさと農業再生委員会としての意見書案を作成し、農業委員会から農地等の利用の最適化の推進に関する意見書として、市長あてに提出することができました。

今後は、次期ふるさと農業再生委員会においても農業委員と推進委員が協力し、地域農業者の代表として農業振興のため、積極的に活動いただきたいと思います。私も農業委員としての経験を活かし、微力ながら地域農業の発展のため活動していきたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

引き続き、都市農政対策委員会の活動の総括につきまして、宮本委員長から報告願います。

宮本委員長。

宮本委員長

コロナウイルスにより都市農政対策委員会活動の総括する委員会を開催することができませんでした。本日は、この3年間の活動について私なりの報告を申し上げます。

29年7月に任命を受け、それまでの活動方針を引き継ぎ、遊休農地の解消を中心に取り組むことといたしました。

まず、白地図を片手に担当地区内の農地の場所、及び水田、畑、遊休地等の営農状況の調査を行い、自分なりの農地分布図を作成しました。

遊休農地の解消に向け毎年9月に遊休農地を巡回し、終了後、調査結果の総括を行い、保全管理されていない農地には所有者あてに市街化調整区域、市街化区域の実体に合う内容の農地の適正管理についての通知を送付いたしました。

個別指導としては、遊休農地所有者の所属される実行組合に指導・助言をお願いした場合や、JAの組合員の方は農作業の受託部会を、除草作業には茨木市シルバー人材センターに問合せいただく様をお願いしてきました。結果として、市街化区域内遊休農地では放置期間が長く、農地への復元が難しいという状況もありますが、一部では適正管理への取組も見られます。しかし単年度対応のため長続きしない場合もあります。持続した対応が望まれます。

遊休農地の発生防止への取組は不十分です。日頃から農家への情報把握に努め、田植えの準備時期に動きのない農地について、素早く聞き取りに入り相談に乗り、適切な助言により営農が持続するよう、少なくとも保全管理ができるように指導したいものです。それには普段からの農家に溶け込んだ活動が重要だと思います。

遊休農地所有者に対して意識調査を行いました。高齢による農作業が出来なくなっていく悔しさ。

田植機やコンバインでの機械化で家族全員での農作業がなくなり、若い世代には田畑に出る機会が無くなった人も多い、受け継がれてきた農地を守っていく意識の低下、農業収入の低さ等、農地の保有自体が負担になり、農地を売却して手放す選択肢を考えられている方が増えてきたように思われます。また、農業が従事者の定年後の楽しみと健康維持としての役割しか見出せないのは寂しいものです。

次期の都市農政対策委員会では、農地等の利用の最適化の推進に向け、積極的な活動をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

両委員会におかれましては、熱心に取り組んでいただき、ご苦労さまでございました。

議 長

以上、本日の案件はすべて議了致しました。

なお、今期、第23期の委員の任期は、7月19日でございますが、全員が揃いましての会議は、本日をもちまして、全て終了いたしました。

議 長

それでは、これをもちまして、令和2年7月定例会を閉会と致します。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年7月14日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

(署名済み)

署名委員

(署名済み)

署名委員

(署名済み)
